

京都市告示第158号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年5月30日

京都市長 門川 大作

- 1 道路の種類 一般国道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
162号	右京区京北周山町下太田26番地の1地先から	旧	メートル 249.40	メートル 10.10 ~ 16.10
	同町48番地の2地先まで	新	256.60	14.80 ~ 44.20

- 2 道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大原6号線	左京区大原来迎院町392番地の1地先から	旧	メートル 26.40	メートル 3.55 ~ 5.25
	同町393番地の1地先まで	新	26.40	5.76 ~ 8.93
笹部町線	右京区京北宮町上總63番地の2地先から	旧	59.10	2.50 ~ 8.65
	右京区京北宮町笹部39番地の1地先まで	新	56.70	6.20 ~ 7.50

(建設局土木管理部道路明示課)